

障がい者セーリング推進委員会強化小委員会組織運営規程（細則）

公益財団法人日本セーリング連盟
障がい者セーリング推進委員会

1. 障がい者セーリング推進委員会強化小委員会設置の目的

障がい者セーリング推進委員会（以下、「本委員会」）は、以下の遂行を目的として、障がい者セーリング推進委員会強化小委員会組織運営規程（細則）（以下、本規程）により強化小委員会（以下、「パラ強」）を組織し運営する。

- （１） 障がい者セーリング強化選手規程（以下、パラ強選手規程）に基づく強化選手の認定
- （２） 障がい者セーリング強化スタッフ（含むコーチ）規程（以下、パラ強スタッフ規程）に基づく強化スタッフの認定

2. パラ強の編成・組織

（１）パラ強は、以下の６人により構成される。

- １）パラ強委員長：本委員会の指名による。指名がされない場合は、本委員会の長が指名する。
- ２）パラ強副委員長：小委員会委員長が３）に定めるパラ強委員から指名し、パラ強委員長の職務遂行を補佐する。
- ３）パラ強委員：本委員会が承認する以下の者により、パラ強委員とする。
 - ①本委員会委員で公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）公認パラスポーツ指導員資格者
 - ② 本委員会委員外で公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）公認パラスポーツ指導者資格等の有資格者、及び本委員会の活動目的に賛同する医療関係有資格者
 - ③ パラ強委員長が指名し、本委員会が承認する者

（２）パラ強の設置場所及び指揮

パラ強は本委員会内に毎期設置され、パラ強委員長がその指揮にあたる。

（３）パラ強委員の担当業務：各パラ強委員は、パラ強委員長の指名により特定の業務を担当する

3. パラ強の運営

（１）強化選手の認定：パラ強選手規程上の各大会及び選考会の候補選手の成績の確定、並びに選考に影響を及ぼす状況に際し、パラ強委員長はパラ強委員によるパラ強化選手選考会を招集するものとする。パラ強委員長の招集なき場合、パラ強委員はその招集を要求できるものとする。

（２）強化スタッフの認定：パラ強スタッフ規程の認定条件に定められた強化スタッフの認定の可能性、及び認定に影響を及ぼす状況の発生に際し、パラ強委員長はパラ強委員によるパラ強化スタッフ選考会を招集するものとする。パラ強委員長の招集なき場合、パラ強委員はその招集を要求できるものとする。

（３）パラ強選手選考会・パラ強スタッフ認定会：

パラ強選手選考会・パラ強スタッフ認定会は、対面、電話、Web会議、E-mail、書面回付等の方法で実施可能とし、パラ強委員に事故のある場合を除き全員参加とする。パラ強の議事は非公開

とするが、パラ強選手及びパラ強化スタッフの選考・認定結果は速やかに当該選手及び当該強化スタッフ並びに本委員会に報告され、本委員会はこれを公示するものとする。

4. 雑則

その他、本規程（細則）に定め無き事項は、本委員会が定める。

5. 制定日付

2023 年2月 25 日付制